

			⑤ 「E S G投資の分散投資効果とポートフォリオ効率性に関する共同研究業務」 当法人では、E S G（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資を推進している。このような取組を行う上で、E S G投資の分散投資効果やポートフォリオ効率性に対する効果を検証することは、より適切かつ効果的なE S Gの取組を可能にするとともに、有効性に関しても客観的に評価する必要がある。 そうした検証を行うために、時間的な変遷や国別の差異の観点を含めた定量的な分析を行うとともに、市場の状況が変化したことによる影響についても、市場の状態を反映できるモデルを設定して分析した。 この結果、E S G指数の組入れによりリスク・相関が低下し、ポートフォリオの効率性が上昇する可能性があること、W I N指数は市場状態によって親指数よりパフォーマンスが良くなる可能性があること、P R I 署名数が増加するにつれてE S Gスコアが高いほど企業価値も高まる傾向が強まっていること、企業の高E S G評価が信用スプレッドを有意に低下させること等といった、E S G投資の有効性についての客観的な評価が得られた。 【令和4年度】 ⑥ 「株式レンディングの市場への影響にかかる定量分析調査研究」 当法人は、経営委員会における複数回にわたる議論を踏まえ、令和元年12月に外国株式のレンディングの停止を行ったが、その際、株式レンディングを停止したことの市場への影響についてデータに基づき定量的に検証することとした。 このため、株式レンディングの停止による市場への影響に係る定量的な分析及び株式レンディング停止や株式レンディングとE S Gに係る定性的な分析について調査研究を実施した。 定量面である市場への影響に関しては、レンディング市場に対する一般的な分析及び差分の差分分析（DID法）といった統計的な手法を用いて分析した。定性面である株式レンディングと市場への影響に関しては、文献調査や株式レンディングに関連するステークホルダーに対するヒアリングを中心に調査を実施した。 （3）サステナビリティを重視した投資活動の推進に向け、投資におけるE S Gを考慮するための調査研究として、（1）の①、②及び⑦並びに（2）の⑤の調査研究に加え、以下の調査研究に取り組んだ。 【令和4年度】 ① 「投資におけるE S G及びS D G sの考慮に係る調査研究」 当法人は、年金積立金運用において投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要なものであるとの考え方を踏まえ、非財務的要素であるE S G（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資を推進している。 他方で、E S GやS D G sを含むサステナビリティに関連する分野については、従来の経済・金融・金融工学といった分野のみならず、環境経済・気候科学・都市工学など多岐にわたる研究分野との関連があり、また、情報学における技術を活用することにより、従来定量化が困難であった非財務情報を定量化
--	--	--	---

			する試みなども活発に行われてきている。 そのため、当法人としてもE S G等に関する調査研究を継続的に実施していく必要があると考えており、令和4年度は、「投資におけるE S G 及びSDG s の考慮に係る俯瞰研究（文献調査）」を実施した。これは、E S G及びSDG s を含むサステナビリティ分野における投資のパフォーマンスに関する既存の学術研究について、国内外の代表的論文としてどのようなものがあるか、その概要を広範に調査し、分析手法等のトレンドを把握するとともに、当法人がE S Gを考慮した投資やスチュワードシップ活動を推進する上で、特に重要だと考える以下のテーマ①～③に関連する学術研究について、国内外の代表的論文を調査し、分析手法や研究結果等、詳細について把握することを目的とした。 ① E S G投資が超過収益を生み出すかどうかについての検証 ② E S G投資によるリスク低減効果の検証 ③ エンゲージメントの効果の検証 （4）運用手法の高度化や金融商品の多様化が進む中で、年金積立金を安全かつ効率的に運用していくためには、年金運用に関して、実務的側面だけでなく理論的側面の充実が求められている。今後、学術研究態勢の強化が継続性を持って進むような環境づくりが不可欠との考えに立ち、年金運用の分野で優れた功績をあげつつある若手研究者を表彰し、その功績と社会的意義を広く情報発信するとともに、優秀な研究者の活動を振興することを目的として平成 28 年度に GPIF Finance Awards を創設した。ノーベル経済学賞受賞者を含めた国内外の著名な経済学者が、賞の意義を高く評価して選定委員を引き受けている。 令和2年度及び3年度において、それぞれ第4回及び第5回 GPIF Finance Awards 表彰式及び受賞記念講演会を開催した。 過去5回における GPIF Finance Awards の実施状況を踏まえた振り返りや効果検証等を目的として、令和4年度に本事業の総括を実施したところ、本取組は貴重かつ有意義であるが、業務負担の軽減の観点から、毎年度ではなく、適時適切に実施することが望ましいとの結論を得た。これを踏まえて、令和5年度においては、第6回 GPIF Finance Awards を実施し、2名の研究者を表彰し、表彰式及び受賞記念講演会を開催した。さらに、過去の受賞者からの知見の共有及び受賞者同士の交流を目的とした勉強会を実施した。 また、令和5年度には新たな試みとして、将来的に年金積立金の運用に関する研究に携わる研究者の裾野を広げていくために、全国の大学・大学院に在籍する学生を対象とした GPIF Finance Awards for Students を実施し、5名の学生を表彰した。	
--	--	--	--	--

(第1～6回 GPIF Finance Awards 受賞者)

	氏 名	役 職 (受賞時点)
第1回	沖本 竜義	オーストラリア国立大 学准教授 一橋大学准教授
第2回	野澤 良雄	香港科技大学ビジネス スクール Assistant Professor
第3回	與語 基裕	プリンストン大学教授
第4回	戸田 アレクシ 哲	カリフォルニア大学サ ンディエゴ校准教授
第5回	仲田 泰祐	東京大学准教授
第6回	柳瀬 典由 鈴木 健嗣	慶應義塾大学教授 一橋大学 教授

(5) P D C Aサイクルの取組を強化すべく、外部コンサルタントからも意見を聴取したうえで、令和3年度の調査研究計画より、調査研究テーマの選定において、「目的(何のために)」と「目標(何を達成するか)」を明確化し、中期計画等に定める「目的」との整合性を開始前に確認するとともに、事後においては、事前に掲げた「目標」を判断基準に評価を行う仕組みを導入した。

特にP D C AサイクルのうちのAの観点で、令和5年度において、以下の活用が見られる。

- ①「投資におけるE S G及びS D G sの考慮に係る調査研究」(令和4年度実施)では、エンゲージメント効果検証に活用した。
- ②「株式レンディングの市場への影響にかかる定量分析調査研究」(令和4年度実施)では、外国株式のレンディングの再開に活用した。
- ③「基本ポートフォリオに関する海外年金調査」(令和4年度、5年度実施)では、基本ポートフォリオ検証等P Tにおける議論に活用した。

なお、調査研究の実施にあたっては、担当部署の職員が委託先や共同研究先と頻繁に意見交換を行い、ノウハウの蓄積を図った。

(6) 調査研究業務の統括を担う調査数理部が、研究テーマの設定、研究成果の評価、業務への活用等のP D C Aサイクルを適切に回すための司令塔機能を発揮し同業務を着実に実施した。なお、調査研究に当たっては、各担当部署に配置済みの専門人材を活用し実施した。

			<table><tr><td></td><td>研究テーマ</td></tr><tr><td rowspan="8">2 年度</td><td>人工知能（A I）によるファンド行動学習についての委託調査研究（平成 29 年度より継続）</td></tr><tr><td>プライベートデットに関する調査研究（令和元年度より継続）</td></tr><tr><td>上場資産を用いたオルタナティブ資産の複製手法に関する調査研究（令和元年度より継続）</td></tr><tr><td>機動的な運用のためのリスク管理指標の調査研究（令和元年度より継続）</td></tr><tr><td>E S G 投資の分散投資効果とポートフォリオ効率性に関する調査研究（令和元年度より継続）</td></tr><tr><td>投資における E S G 及び S D G s の考慮に係る調査研究</td></tr><tr><td>ポストコロナ社会における企業価値の探索に関する研究業務</td></tr><tr><td>世界的な低金利環境を発生・定着させているメカニズム</td></tr><tr><td rowspan="4">3 年度</td><td>E S G 投資の分散投資効果とポートフォリオ効率性に関する調査研究（令和元年度より継続）</td></tr><tr><td>投資における E S G 及び S D G s の考慮に係る調査研究（令和 2 年度より継続）</td></tr><tr><td>ポストコロナ社会における企業価値の探索に関する研究業務（令和 2 年度より継続）</td></tr><tr><td>世界的な低金利環境を発生・定着させているメカニズム（令和 2 年度より継続）</td></tr><tr><td rowspan="2">4 年度</td><td>株式レンディングの市場への影響にかかる定量分析調査研究</td></tr><tr><td>投資における E S G 及び S D G s の考慮に係る調査研究（令和 2 年度より継続）</td></tr><tr><td rowspan="2">5 年度</td><td>有識者等の年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対する見方等に関する調査研究</td></tr><tr><td>インフラ資産の公正価値評価にかかる調査研究</td></tr></table>		研究テーマ	2 年度	人工知能（A I）によるファンド行動学習についての委託調査研究（平成 29 年度より継続）	プライベートデットに関する調査研究（令和元年度より継続）	上場資産を用いたオルタナティブ資産の複製手法に関する調査研究（令和元年度より継続）	機動的な運用のためのリスク管理指標の調査研究（令和元年度より継続）	E S G 投資の分散投資効果とポートフォリオ効率性に関する調査研究（令和元年度より継続）	投資における E S G 及び S D G s の考慮に係る調査研究	ポストコロナ社会における企業価値の探索に関する研究業務	世界的な低金利環境を発生・定着させているメカニズム	3 年度	E S G 投資の分散投資効果とポートフォリオ効率性に関する調査研究（令和元年度より継続）	投資における E S G 及び S D G s の考慮に係る調査研究（令和 2 年度より継続）	ポストコロナ社会における企業価値の探索に関する研究業務（令和 2 年度より継続）	世界的な低金利環境を発生・定着させているメカニズム（令和 2 年度より継続）	4 年度	株式レンディングの市場への影響にかかる定量分析調査研究	投資における E S G 及び S D G s の考慮に係る調査研究（令和 2 年度より継続）	5 年度	有識者等の年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対する見方等に関する調査研究	インフラ資産の公正価値評価にかかる調査研究	
	研究テーマ																									
2 年度	人工知能（A I）によるファンド行動学習についての委託調査研究（平成 29 年度より継続）																									
	プライベートデットに関する調査研究（令和元年度より継続）																									
	上場資産を用いたオルタナティブ資産の複製手法に関する調査研究（令和元年度より継続）																									
	機動的な運用のためのリスク管理指標の調査研究（令和元年度より継続）																									
	E S G 投資の分散投資効果とポートフォリオ効率性に関する調査研究（令和元年度より継続）																									
	投資における E S G 及び S D G s の考慮に係る調査研究																									
	ポストコロナ社会における企業価値の探索に関する研究業務																									
	世界的な低金利環境を発生・定着させているメカニズム																									
3 年度	E S G 投資の分散投資効果とポートフォリオ効率性に関する調査研究（令和元年度より継続）																									
	投資における E S G 及び S D G s の考慮に係る調査研究（令和 2 年度より継続）																									
	ポストコロナ社会における企業価値の探索に関する研究業務（令和 2 年度より継続）																									
	世界的な低金利環境を発生・定着させているメカニズム（令和 2 年度より継続）																									
4 年度	株式レンディングの市場への影響にかかる定量分析調査研究																									
	投資における E S G 及び S D G s の考慮に係る調査研究（令和 2 年度より継続）																									
5 年度	有識者等の年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対する見方等に関する調査研究																									
	インフラ資産の公正価値評価にかかる調査研究																									
			（7）情報収集・意見交換等 国内外で開催される専門調査機関等が主催する会議に参加し、内外の情報収集や意見交換を積極的に行った。																							

			<table><tr><td></td><td>内容</td><td>回数</td><td>参加延べ人数</td></tr><tr><td>2年度</td><td>専門調査機関等主催会議</td><td>38回</td><td>38名</td></tr><tr><td>3年度</td><td>専門調査機関等主催会議</td><td>30回</td><td>30名</td></tr><tr><td>4年度</td><td>専門調査機関等主催会議</td><td>32回</td><td>32名</td></tr><tr><td>5年度</td><td>専門調査機関等主催会議</td><td>32回</td><td>32名</td></tr></table> その他、年金基金の国際的な団体であるP P I（Pacific Pension & Investment Institute）の総会やP R I（Principles for Responsible Investment）の年次総会などへ継続的に参加することで、年金基金運用にかかる最新情報等の収集及び人的ネットワークの拡充に努めた。 （８）調査研究業務に関する情報管理 当法人に関する情報に係る情報セキュリティ対策の履行状況及び情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断等について、当法人から情報を提供することとなる業務委託先より報告を受け、業務委託先の情報セキュリティ対策を評価し、情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会に報告した。 また、当法人から情報を提供することとなる委託調査研究等の選定先等候補者に対して、情報処理推進機構（I P A）の情報セキュリティベンチマークによる自己診断の提出を求め、情報管理に問題ない状況であることを確認した。 3．内部統制の一層の強化に向けた体制強化 （１）「内部統制の基本方針」等に基づき、内部統制委員会等を通じて法令遵守・受託者責任等の徹底を図った。投資原則・行動規範をはじめとする関係法令及び業務方針等の遵守徹底のため、これらを法人内ネットワーク上に掲載し、内部規程等の改正の都度、メール等により役職員に周知を行うとともに、役職員全員がポケットサイズの投資原則・行動規範を携行している。 （２）内部統制については、「内部統制の基本方針」等に基づき以下のとおり適切に行った。 ① 理事長、理事及び職員の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制 法令等の遵守について、投資原則・行動規範をはじめとする関係法令及び業務方針等の遵守徹底のため、これらを法人内ネットワーク上に掲載し、内部規程等の改正の都度、メール等により役職員に周知を行うとともに、役職員全員がポケットサイズの投資原則・行動規範を携行している。 また、法令等遵守の推進を目的として以下の取組を行ったほか、令和5年度においては、法人業務の効率性向上と業務リスク等の低減を目的とした取組みとして、全部室を対象に業務マニュアルの点検及び整備を行った。 ア 幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会を毎年開催し（※）、役職員の行動規範の遵守状況等の報告及びコンプライアンス推進施策の審議を行うとともに、監査委員会において、役職員の行動規範の順守状況について報告した。（※令和5年度分は、令和6年度に		内容	回数	参加延べ人数	2年度	専門調査機関等主催会議	38回	38名	3年度	専門調査機関等主催会議	30回	30名	4年度	専門調査機関等主催会議	32回	32名	5年度	専門調査機関等主催会議	32回	32名	
	内容	回数	参加延べ人数																					
2年度	専門調査機関等主催会議	38回	38名																					
3年度	専門調査機関等主催会議	30回	30名																					
4年度	専門調査機関等主催会議	32回	32名																					
5年度	専門調査機関等主催会議	32回	32名																					
3．内部統制の一層の強化に向けた体制強化	3．内部統制の一層の強化に向けた体制強化	（10）経営委員会																						

に定めた事項の運用を確実に図ること。年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、年金積立金の運用に関わる全ての者について、法令遵守並びに慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底すること。	参考にしつつ、経営委員会及び監査委員会並びに理事長を始めとした役職員の連携により、現行内部体制の点検を行い、早急に必要な改善策を講ずる。	令遵守並びに慎重な専門家としての注意義務及び忠実義務の遵守を徹底しているか。	イ 被保険者の利益を最優先すること（受託者責任）について、国民から疑問を受けないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要をとりまとめた「コンプライアンスハンドブック」の改訂を行い、これを周知し、役職員の意識の向上を図った。											
また、内部統制上の課題を把握しつつ、国民の一層の信頼を確保するよう、運用の多様化・高度化に対応したリスク管理体制や、法令等の遵守の確保等を的確に実施するための内部統制体制を一層強化すること。	年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、慎重な専門家の注意義務及び忠実義務を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第1の1に定める年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針等の周知及び遵守の徹底を図る。また、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求める。	（11）内部統制上の課題を把握しつつ、国民の一層の信頼を確保するよう、運用の多様化・高度化に対応したリスク管理体制の一層の強化を行っているか。また、法令等の遵守の確保等を的確に実施するための法務体制・機能の拡充・強化を含む内部統制体制の一層の強化を行っているか。	<table><tr><td colspan="2">コンプライアンスハンドブックの改定</td></tr><tr><td>2年度</td><td>令和2年5月・令和3年3月</td></tr><tr><td>3年度</td><td>令和3年10月</td></tr><tr><td>4年度</td><td>令和4年6月・10月</td></tr><tr><td>5年度</td><td>令和5年4月・8月</td></tr></table>	コンプライアンスハンドブックの改定		2年度	令和2年5月・令和3年3月	3年度	令和3年10月	4年度	令和4年6月・10月	5年度	令和5年4月・8月	
コンプライアンスハンドブックの改定														
2年度	令和2年5月・令和3年3月													
3年度	令和3年10月													
4年度	令和4年6月・10月													
5年度	令和5年4月・8月													
さらに、法人の業務が運用受託機関等との不適切な関係を疑われないよう、役職員の再就職に関し適切な措置を講ずること。	コンプライアンスの徹底を図り、法令遵守の確保等を一層的に実施できるよう、客観性及び専門性の高い法律専門家等を活用し、法務体制・機能の拡充・		ウ 毎年1月をコンプライアンス強化月間とし、理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示、コンプライアンスに関する事項をテーマとした部室内ディスカッション及びコンプライアンスに関するeラーニング研修を実施した。											
			エ 倫理規程やコンプライアンスについて一層の理解を促し、コンプライアンス違反の防止に資することを目的として、コンプライアンス集合研修を毎年実施した。											
			オ 毎月「コンプライアンスメルマガ」、「コンプライアンス便り」の配信を実施するとともに、コンプライアンスに関するポスターを適宜執務室内に張り替え掲示し、役職員の意識向上を図った。											
			② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制											
			理事長を委員長とする運用リスク管理委員会（毎月1回）により、運用リスク（年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理）の適切な管理を行った。											
			また、令和元年度に制定した業務リスク等管理規程等に則り理事長を委員長とする内部統制委員会において、「業務実施の障害となるリスクの識別、分析及び評価並びに当該リスクへの適切な対応を図るための事項」を議決、「顕在化した業務リスクの発生の原因、発生時の対応及び今後の改善策」を報告した。											
			③ 理事長及び理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制											
			役員及び幹部職員が出席する投資委員会及び経営企画会議により、重要事項に関する討議、情報の共有を図るなど、理事長のリーダーシップの下、法人の業務の有効性、効率性の確保に努めた。											
			また、中期計画等を達成するため、あらかじめ年度計画の進捗状況について月次で把握・評価することにより、問題点や課題を抽出し、事業運営の改善を図った。											
			（3）運用受託機関及び資産管理機関における関係法令等の遵守の徹底を図るため、各年度において、定期ミーティング時及びリスク・資産管理の状況に係る報告を求める際、次の措置を行った。											
				（11）内部統制に実績と経験を有するシニアな弁護士を令和2年9月に職員として1名新たに採用するとともに、法務及びコンプライアンスを専門的に担当する部署として法務室を設置した。また、内部統制・危機管理に高い専門性を有する外部弁護士・法律事務所のネットワークを構築したことなどにより、リスク管理や法令遵守の確保等を的確に実施するための法務体制・機能の拡充・強化を進めた。										
				以上により、所期の目標を達成していると考ええる。										

		強化を進めるとともに、運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の再就職に関するルールの徹底を図る。		① 契約及びガイドラインに定めた次の事項について、遵守の徹底を求めた。 ア 運用手法、運用体制等 イ 資産管理の方法 ウ 資産管理体制の変更についての事前連絡 エ 重大な変更についての事前協議 オ 法令遵守体制の確立 カ 外部監査の導入等のコンプライアンスの徹底 キ リスク管理指標の管理目標値に沿った運用 ク 売買執行等の事務処理におけるオペレーショナル・リスクへの配慮等のリスク管理 ケ 株主利益の最大化を図るためのスチュワードシップ責任・株主議決権行使への取組 コ 資産管理上の留意点 ② コンプライアンスの遵守状況の確認として、次の事項について、関係法令等の遵守が適切になされているかを確認した。 <運用受託機関> ア 投資対象 イ 投資対象国 ウ 銘柄格付 エ 禁止取引 オ 利益相反行為の回避 カ 自社又は関連会社の有価証券への投資 キ 政策投資 ク クロス取引 ケ 最良執行に関する事項 コ 外部監査状況 サ 問題発生時の対応 シ 受託業務に係る内部統制の記述書及び保証報告書の項目等 なお、内部統制の保証報告書について、提出を求め、その保証内容を確認した。 <資産管理機関> ア 実績・遵守状況・担当部署 イ 利益相反行為の回避 ウ 外部クロス取引 エ 内部監査状況 オ 外部監査状況 カ 問題発生時の対応 キ 日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第86号（86号報告書）等内部統制監査の項目等 なお、86号報告書等内部統制監査の結果について、提出を求め、その監査内容を確認した。	
				(4) 内部監査	

			【令和２年度】 内部統制の一層の充実強化を図る観点から、内部統制のPDCAサイクルにおける独立したモニタリング機能を果たすため、内部統制体制の整備状況等に関する内部監査として内部統制に関する管理状況、資金配分・回収に関する意思決定等のプロセスに係る統制活動の実施状況の確認、規程等の整備等に関する内部監査として内外の通報に関する規程等の整備状況、内外通報事案の処理に関する規程等の運用状況の確認、法令遵守等に関する内部監査として契約及び収入・支出に関する事務処理状況のほか、令和２年４月１日施行改正労働法の対応状況の確認、業務実施の障害等となるリスクの管理に関する内部監査として業務リスク等の総括管理状況の確認、運用受託機関等の管理の実施状況に関する内部監査として外部運用委託先の管理の適正性・有効性、選定プロセスの適正性の確認、法人文書に関する内部監査とし規程に基づく報告のとりまとめ状況、法人文書関連規程等遵守状況の確認、広報等に関する内部監査として規程等に基づく公開状況の確認を行うなど、業務の適正かつ効率的な運営に資する内部監査を実施することができた。 ① 令和２年度の内部監査は、年度内部監査実施計画を策定し、定期内部監査を２回及び情報セキュリティ内部監査を１回それぞれ下表のとおり実施した。 ② 内部監査結果については、理事長等へ報告を行い、報告後速やかに、法人の適正な事務処理の実施に資するため全部室に対して内部監査結果を通知し、指導等事項のあった当該部署に迅速な改善措置を促した。また、経営企画会議において法人全体への監査結果報告を行った。																																	
		<table><tr><th>内部監査実施 期間</th><th>対象者及び部室</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="12">R2. 5 ～ R2. 9</td><td>総務部</td><td>・【第１回】定期内部監査 (フォロー監査を含む)</td></tr><tr><td>企画部</td><td>・【第１回】定期内部監査</td></tr><tr><td>調査数理室</td><td>・【第１回】定期内部監査</td></tr><tr><td>運用リスク管理室</td><td>・【第１回】定期内部監査</td></tr><tr><td>情報管理部</td><td>・【第１回】定期内部監査 (フォロー監査を含む)</td></tr><tr><td>投資戦略部</td><td>・【第１回】定期内部監査</td></tr><tr><td>運用管理部</td><td>・【第１回】定期内部監査 (フォロー監査を含む)</td></tr><tr><td>市場運用部</td><td>・【第１回】定期内部監査 (フォロー監査を含む)</td></tr><tr><td>オルタナティブ投資室</td><td>・【第１回】定期内部監査</td></tr><tr><td>インハウス運用室</td><td>・【第１回】定期内部監査</td></tr><tr><td>経営委員会事務室</td><td>・【第１回】定期内部監査</td></tr><tr><td>監査委員会事務室</td><td>・【第１回】定期内部監査 (フォロー監査を含む)</td></tr><tr><td rowspan="2">R2. 10</td><td>監査室</td><td>・【第１回】定期内部監査</td></tr><tr><td>総務部</td><td>・【第２回】定期内部監査</td></tr></table>	内部監査実施 期間	対象者及び部室	備 考	R2. 5 ～ R2. 9	総務部	・【第１回】定期内部監査 (フォロー監査を含む)	企画部	・【第１回】定期内部監査	調査数理室	・【第１回】定期内部監査	運用リスク管理室	・【第１回】定期内部監査	情報管理部	・【第１回】定期内部監査 (フォロー監査を含む)	投資戦略部	・【第１回】定期内部監査	運用管理部	・【第１回】定期内部監査 (フォロー監査を含む)	市場運用部	・【第１回】定期内部監査 (フォロー監査を含む)	オルタナティブ投資室	・【第１回】定期内部監査	インハウス運用室	・【第１回】定期内部監査	経営委員会事務室	・【第１回】定期内部監査	監査委員会事務室	・【第１回】定期内部監査 (フォロー監査を含む)	R2. 10	監査室	・【第１回】定期内部監査	総務部	・【第２回】定期内部監査	
内部監査実施 期間	対象者及び部室	備 考																																		
R2. 5 ～ R2. 9	総務部	・【第１回】定期内部監査 (フォロー監査を含む)																																		
	企画部	・【第１回】定期内部監査																																		
	調査数理室	・【第１回】定期内部監査																																		
	運用リスク管理室	・【第１回】定期内部監査																																		
	情報管理部	・【第１回】定期内部監査 (フォロー監査を含む)																																		
	投資戦略部	・【第１回】定期内部監査																																		
	運用管理部	・【第１回】定期内部監査 (フォロー監査を含む)																																		
	市場運用部	・【第１回】定期内部監査 (フォロー監査を含む)																																		
	オルタナティブ投資室	・【第１回】定期内部監査																																		
	インハウス運用室	・【第１回】定期内部監査																																		
	経営委員会事務室	・【第１回】定期内部監査																																		
	監査委員会事務室	・【第１回】定期内部監査 (フォロー監査を含む)																																		
R2. 10	監査室	・【第１回】定期内部監査																																		
	総務部	・【第２回】定期内部監査																																		

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

			守状況の確認を、広報等に関する内部監査として規程等に基づく公開状況の確認を行うなど、業務の適正かつ効率的な運営に資する内部監査を実施することができた。 ① 令和３年度の内部監査は、年度内部監査実施計画を策定し、定期内部監査を２回及び情報セキュリティ内部監査を１回それぞれ下表のとおり実施した。 ② 内部監査結果については、理事長等へ報告を行い、報告後速やかに、法人の適正な事務処理の実施に資するため全部室に対して内部監査結果を通知し、指導等事項のあった当該部署に迅速な改善措置を促した。また、経営企画会議において法人全体への監査結果報告を行った。 <table><tr><th>内部監査実施 期間</th><th>対象部室</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="13">R3. 5 ～ R3. 9</td><td>総務部</td><td rowspan="13">・【第１回】定期内部監査 (フォロー監査を含む。)</td></tr><tr><td>企画部</td></tr><tr><td>調査数理室</td></tr><tr><td>運用リスク管理室</td></tr><tr><td>情報管理部</td></tr><tr><td>投資戦略部</td></tr><tr><td>運用管理部</td></tr><tr><td>市場運用部</td></tr><tr><td>オルタナティブ投資室</td></tr><tr><td>インハウス運用室</td></tr><tr><td>法務室</td></tr><tr><td>経営委員会事務局</td></tr><tr><td>監査委員会事務局</td></tr><tr><td>監査室</td></tr><tr><td rowspan="13">R3. 10 ～ R4. 3</td><td>総務部</td><td rowspan="13">・【第２回】定期内部監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ内部監査</td></tr><tr><td>企画部</td></tr><tr><td>調査数理室</td></tr><tr><td>運用リスク管理室</td></tr><tr><td>情報管理部</td></tr><tr><td>投資戦略部</td></tr><tr><td>運用管理部</td></tr><tr><td>市場運用部</td></tr><tr><td>オルタナティブ投資室</td></tr><tr><td>インハウス運用室</td></tr><tr><td>法務室</td></tr><tr><td>経営委員会事務局</td></tr><tr><td>監査委員会事務局</td></tr><tr><td>監査室</td></tr></table>	内部監査実施 期間	対象部室	備 考	R3. 5 ～ R3. 9	総務部	・【第１回】定期内部監査 (フォロー監査を含む。)	企画部	調査数理室	運用リスク管理室	情報管理部	投資戦略部	運用管理部	市場運用部	オルタナティブ投資室	インハウス運用室	法務室	経営委員会事務局	監査委員会事務局	監査室	R3. 10 ～ R4. 3	総務部	・【第２回】定期内部監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ内部監査	企画部	調査数理室	運用リスク管理室	情報管理部	投資戦略部	運用管理部	市場運用部	オルタナティブ投資室	インハウス運用室	法務室	経営委員会事務局	監査委員会事務局	監査室	
内部監査実施 期間	対象部室	備 考																																					
R3. 5 ～ R3. 9	総務部	・【第１回】定期内部監査 (フォロー監査を含む。)																																					
	企画部																																						
	調査数理室																																						
	運用リスク管理室																																						
	情報管理部																																						
	投資戦略部																																						
	運用管理部																																						
	市場運用部																																						
	オルタナティブ投資室																																						
	インハウス運用室																																						
	法務室																																						
	経営委員会事務局																																						
	監査委員会事務局																																						
監査室																																							
R3. 10 ～ R4. 3	総務部	・【第２回】定期内部監査 (フォロー監査を含む) ・情報セキュリティ内部監査																																					
	企画部																																						
	調査数理室																																						
	運用リスク管理室																																						
	情報管理部																																						
	投資戦略部																																						
	運用管理部																																						
	市場運用部																																						
	オルタナティブ投資室																																						
	インハウス運用室																																						
	法務室																																						
	経営委員会事務局																																						
	監査委員会事務局																																						
監査室																																							
【令和４年度】																																							

			内部統制の一層の充実強化を図る観点から、内部統制のPDCAサイクルにおける独立したモニタリング機能を果たすため、内部統制体制等の整備状況等に関する内部監査としてマニュアルの整備状況等の確認を、法令遵守等に関する内部監査として契約及び収入・支出に関する事務処理状況のほか、労働施策総合推進法に基づくパワーハラスメント防止措置義務化に係る対応状況の確認を、業務実施の障害等となるリスクの管理に関する内部監査として顕在化した業務リスク等に係る対応状況の確認を、その他の内部監査としてマネジャー・ストラクチャーに係る方針策定、ベンチマークの選定に係る対応状況の確認及び超過収益管理に伴う運用リスク管理に係る対応状況の確認を、法人文書に関する内部監査として法人文書関連規程等遵守状況の確認を、広報等に関する内部監査としてホームページ等での公開状況の確認を行うなど、業務の適切かつ効率的な運営に資する内部監査を実施することができた。 ① 令和４年度の内部監査は、年度内部監査実施計画を策定し、定期内部監査を２回及び情報セキュリティ内部監査を１回それぞれ下表のとおり実施した。 ② 内部監査結果については、理事長等へ報告を行い、報告後速やかに、法人の適切な事務処理の実施に資するため全部室に対して内部監査結果を通知し、指導等事項のあった当該部署に迅速な改善措置を促した。また、経営企画会議において法人全体への監査結果報告を行った。 <table><tr><th>内部監査実施 期間</th><th>対象部室</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="12">R4. 4 ～ R4. 9</td><td>総務部</td><td rowspan="12">・【第１回】定期内部監査 (フォロー監査を含む。)</td></tr><tr><td>企画部</td></tr><tr><td>調査数理室</td></tr><tr><td>運用リスク管理室</td></tr><tr><td>情報管理部</td></tr><tr><td>投資戦略部</td></tr><tr><td>運用管理部</td></tr><tr><td>市場運用部</td></tr><tr><td>オルタナティブ投資室</td></tr><tr><td>インハウス運用室</td></tr><tr><td>法務室</td></tr><tr><td>経営委員会事務室</td></tr><tr><td>監査委員会事務室</td></tr><tr><td rowspan="8">R4. 10 ～ R5. 3</td><td>総務部</td><td rowspan="8">・【第２回】定期内部監査 (フォロー監査を含む。) ・情報セキュリティ内部監査</td></tr><tr><td>企画部</td></tr><tr><td>調査数理室</td></tr><tr><td>運用リスク管理室</td></tr><tr><td>情報管理部</td></tr><tr><td>投資戦略部</td></tr><tr><td>運用管理部</td></tr><tr><td>市場運用部</td></tr></table>	内部監査実施 期間	対象部室	備 考	R4. 4 ～ R4. 9	総務部	・【第１回】定期内部監査 (フォロー監査を含む。)	企画部	調査数理室	運用リスク管理室	情報管理部	投資戦略部	運用管理部	市場運用部	オルタナティブ投資室	インハウス運用室	法務室	経営委員会事務室	監査委員会事務室	R4. 10 ～ R5. 3	総務部	・【第２回】定期内部監査 (フォロー監査を含む。) ・情報セキュリティ内部監査	企画部	調査数理室	運用リスク管理室	情報管理部	投資戦略部	運用管理部	市場運用部	
内部監査実施 期間	対象部室	備 考																														
R4. 4 ～ R4. 9	総務部	・【第１回】定期内部監査 (フォロー監査を含む。)																														
	企画部																															
	調査数理室																															
	運用リスク管理室																															
	情報管理部																															
	投資戦略部																															
	運用管理部																															
	市場運用部																															
	オルタナティブ投資室																															
	インハウス運用室																															
	法務室																															
	経営委員会事務室																															
監査委員会事務室																																
R4. 10 ～ R5. 3	総務部	・【第２回】定期内部監査 (フォロー監査を含む。) ・情報セキュリティ内部監査																														
	企画部																															
	調査数理室																															
	運用リスク管理室																															
	情報管理部																															
	投資戦略部																															
	運用管理部																															
	市場運用部																															

			<table><tr><td></td><td>オルタナティブ投資室</td><td></td></tr><tr><td></td><td>インハウス運用室</td><td></td></tr><tr><td></td><td>法務室</td><td></td></tr><tr><td></td><td>経営委員会事務室</td><td></td></tr><tr><td></td><td>監査委員会事務室</td><td></td></tr><tr><td></td><td>監査室</td><td></td></tr></table>		オルタナティブ投資室			インハウス運用室			法務室			経営委員会事務室			監査委員会事務室			監査室			
	オルタナティブ投資室																						
	インハウス運用室																						
	法務室																						
	経営委員会事務室																						
	監査委員会事務室																						
	監査室																						
			【令和5年度】 内部統制の一層の充実強化を図る観点から、内部統制のPDCAサイクルにおける独立したモニタリング機能を果たすため、業務実施の障害等となるリスクの管理に関する内部監査として、組織変更に伴う業務移管及び引継状況の確認、顕在化した業務リスク等に係る対応状況の確認を、その他の内部監査として、リバランス提案、配分・回収業務の実施プロセスの確認、自家運用の運用高度化に係る対応状況の確認を、法令遵守等に関する内部監査として契約及び収入・支出に関する事務処理状況の確認を、法人文書に関する内部監査として法人文書関連規程等遵守状況の確認を、広報等に関する内部監査としてホームページ等での公開状況の確認を、情報公開に関する内部監査として情報公開法に基づく、情報開示対応状況の確認を行うなど、業務の適切かつ効率的な運営に資する内部監査を実施することができた。 ① 令和5年度の内部監査は、年度内部監査実施計画を策定し、定期内部監査を2回及び情報セキュリティ内部監査を1回それぞれ下表のとおり実施した。 ② 内部監査結果については、理事長等へ報告を行い、報告後速やかに、法人の適切な事務処理の実施に資するため全部室に対して内部監査結果を通知し、指導等事項のあった当該部署に迅速な改善措置を促した。また、経営企画会議において法人全体への監査結果報告を行った。 <table><tr><th>内部監査実施 期間</th><th>対象部室</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="13">R5.4 ～ R5.9</td><td>総務部</td><td rowspan="13">・【第1回】定期内部監査 (フォロー監査を含む。)</td></tr><tr><td>経理部</td></tr><tr><td>企画部</td></tr><tr><td>調査数理部</td></tr><tr><td>運用リスク管理部</td></tr><tr><td>情報管理部</td></tr><tr><td>投資運用部</td></tr><tr><td>ESG・スチュワードシ ブ推進部</td></tr><tr><td>オルタナティブ投資部</td></tr><tr><td>運用管理部</td></tr><tr><td>法務室</td></tr><tr><td>経営委員会事務室</td></tr><tr><td>監査委員会事務室</td></tr></table>	内部監査実施 期間	対象部室	備 考	R5.4 ～ R5.9	総務部	・【第1回】定期内部監査 (フォロー監査を含む。)	経理部	企画部	調査数理部	運用リスク管理部	情報管理部	投資運用部	ESG・スチュワードシ ブ推進部	オルタナティブ投資部	運用管理部	法務室	経営委員会事務室	監査委員会事務室		
内部監査実施 期間	対象部室	備 考																					
R5.4 ～ R5.9	総務部	・【第1回】定期内部監査 (フォロー監査を含む。)																					
	経理部																						
	企画部																						
	調査数理部																						
	運用リスク管理部																						
	情報管理部																						
	投資運用部																						
	ESG・スチュワードシ ブ推進部																						
	オルタナティブ投資部																						
	運用管理部																						
	法務室																						
	経営委員会事務室																						
	監査委員会事務室																						

				<table><tr><td rowspan="12">R5. 10 ～ R6. 3</td><td>総務部</td><td rowspan="12">・【第2回】 定期内部監査 （フォロー監査を含む。） ・ 情報セキュリティ内部監査</td></tr><tr><td>経理部</td></tr><tr><td>企画部</td></tr><tr><td>調査数理部</td></tr><tr><td>運用リスク管理部</td></tr><tr><td>情報管理部</td></tr><tr><td>投資運用部</td></tr><tr><td>ESG・スチュワードシッ プ推進部</td></tr><tr><td>オルタナティブ投資部</td></tr><tr><td>運用管理部</td></tr><tr><td>法務室</td></tr><tr><td>経営委員会事務局</td></tr><tr><td>監査委員会事務局</td></tr><tr><td>監査室</td></tr></table>	R5. 10 ～ R6. 3	総務部	・【第2回】 定期内部監査 （フォロー監査を含む。） ・ 情報セキュリティ内部監査	経理部	企画部	調査数理部	運用リスク管理部	情報管理部	投資運用部	ESG・スチュワードシッ プ推進部	オルタナティブ投資部	運用管理部	法務室	経営委員会事務局	監査委員会事務局	監査室		
R5. 10 ～ R6. 3	総務部	・【第2回】 定期内部監査 （フォロー監査を含む。） ・ 情報セキュリティ内部監査																				
	経理部																					
	企画部																					
	調査数理部																					
	運用リスク管理部																					
	情報管理部																					
	投資運用部																					
	ESG・スチュワードシッ プ推進部																					
	オルタナティブ投資部																					
	運用管理部																					
	法務室																					
	経営委員会事務局																					
監査委員会事務局																						
監査室																						
			① 年度内部監査実施計画の策定時や内部監査結果報告時等、内部監査実施の各段階において、監査委員会と緊密な連携を行った。 ② 令和2年度において、令和2年3月付出納責任者の交代に伴う特別監査の監査結果報告等を実施した。 （5）監査委員会監査 ① 各年度の監査委員会による監査については、2019年度監査委員会監査計画（令和元年6月24日通知）、2020年度監査委員会監査計画（令和2年6月26日通知）、2021年度監査委員会監査計画（令和3年6月24日通知）、2022年度監査委員会監査計画（令和4年6月23日通知）に基づき、下表のとおり実施した。																			

			2年度			3年度		
			年 月	対象部 室等	実施内容等	年 月	対象部 室等	実施内容等
			R2.6	総務部	令和元年度決算(会計)監 査	R3.6	総務部	令和2年度決算(会計)監 査
			R2.6	理事長	令和元年度監査報告(内 部統制を含む。)	R3.6	理事長	令和2年度監査報告(内 部統制を含む。)
			R2.12 ～ R3.4	経営委員 (監査委員 を除く)、理 事長、理 事及び監 査対象部 室等	経営委員長、経営委員、理 事長、理事及び監査対象 部室等(総務部、企画 部、運用リスク管理室、 情報管理部、投資戦略 部、運用管理部、市場運 用部、オルタナティブ投 資室、インハウス運用 室、審議役(併)コンプ ライアンス・オフィ サー、法務室)に対する 業務監査(各部室長及び 次長へのヒアリング等)	R4.2 ～ R4.4	経営委員 (監査委員 を除く)、理 事長、理 事及び監 査対象部 室等	経営委員長、経営委員、理 事長、理事及び監査対象 部室等(審議役、総務 部、企画部、運用リスク 管理室、情報管理部、投 資戦略部、運用管理部、 市場運用部、オルタナ ティブ投資室、インハウ ス運用室、法務室)に対 する業務監査(各部室長 及び次長へのヒアリング 等)
			通年	全部室	理事長・理事との面談、 経営委員会、経営企画会議 その他全ての重要会議へ の出席、経営委員会への 出席、各種会議資料・決裁 文書等監査委員会回付資 料等の閲覧及び説明聴取等	通年	全部室	理事長・理事との面談、 投資委員会、経営企画会議 その他重要会議への出 席、経営委員会への出 席、各種会議資料・決裁文 書等監査委員会回付資料 等の閲覧及び説明聴取等
			4年度			5年度		
			年 月	対象部 室等	実施内容等	年 月	対象部 室等	実施内容等
			R4.6	総務部	令和3年度決算(会計)監 査	R5.6	経理部	令和4年度決算(会計)監 査
			R4.6	理事長	令和3年度監査報告(内 部統制を含む。)	R5.6	理事長	令和4年度監査報告(内 部統制を含む。)
			R5.1 ～ R5.5	経営委員 (監査委員 を除く)、理 事長、理 事及び監 査対象部 室等	経営委員長、経営委員、理 事長、理事及び監査対象 部室等(審議役、総務 部、企画部、調査数理 室、運用リスク管理室、 情報管理部、投資戦略 部、運用管理部、市場運 用部、オルタナティブ投 資室、インハウス運用 室、法務室、シニアIT アドバイザー)に対する 業務監査(各部室長への ヒアリング等)	R6.1 ～ R6.5	経営委員 (監査委員 を除く)、理 事長、理 事及び監 査対象部 室等	経営委員長、経営委員、理 事長、理事及び監査対象 部室等(審議役、総務 部、経理部、企画部、調 査数理部、運用リスク管 理部、情報管理部、投資 運用部、運用管理部、オ ルタナティブ投資部、務 室、監査室、シニアIT アドバイザー)に対する 業務監査(各部室長への ヒアリング等)
			通年	全部室	理事長・理事との面談、 投資委員会、経営企画会議 その他重要会議への出 席、経営委員会への出 席、各種会議資料・決裁文 書等監査委員会回付資料 等の閲覧及び説明聴取等	通年	全部室	理事長・理事との面談、 投資委員会、経営企画会議 その他重要会議への出 席、経営委員会への出 席、各種会議資料・決裁文 書等監査委員会回付資料 等の閲覧及び説明聴取等

② 監査委員会監査の充実・強化の取組実績

ア 毎年度の監査委員会監査計画を作成して経営委員長及び理事長に通知する
とともに、経営委員会及び経営企画会議でその内容を説明することで、監査
委員会監査の問題意識や主眼点を役職員に周知した。

イ 四半期ごとに監査委員会の活動状況を経営委員会に報告した。

ウ 会計監査人及び監査室と随時会合を持つなど緊密な連携を保ちつつ、財務

			及び非財務情報に係る信頼性を確保するため、監査委員会、会計監査人及び監査室で組織する「三様監査会議」を開催した。 エ 経営委員会への出席、理事長及び理事を含む執行部との面談及び随時の調査等に加えて、執行部が主催する経営企画会議、投資委員会・契約審査会等の重要な会議・委員会に出席し、必要に応じて監査委員として意見表明を行うことなどによって、不正・不祥事の未然防止、意思決定の合理性・透明性の確保、業務運営の改善といった予防的観点に加えて、自律的P D C Aサイクルが機能しているかという観点から日常的に監査・監視を実施した。 オ 監査委員会監査を（a）業務運営の適正性・効率性、内部統制状況を確認・検証する「業務監査」、（b）財務報告の信頼性を確保する「会計監査」、（c）監査委員会による監査が定められた事項や法人の講ずべき措置の実施状況を検証する「重点事項監査」に分類し、「監査委員会による監査及び監視の実施に関する規程」に基づき監査を実施した。 （6）会計監査人の監査 会計監査人による監査については、前年度決算に係る会計監査及び当年度の会計監査(期中監査)が、下表のとおり実施された。 また、前年度決算に係る監査報告書については、6月開催の監査委員会及び経営委員会に報告した。 <table><tr><th colspan="2">2 年度</th><th colspan="2">3 年度</th></tr><tr><th>年 月</th><th>実施内容等</th><th>年 月</th><th>実施内容等</th></tr><tr><td>R2. 4～5</td><td>令和元年度の会計監査（期中監査）</td><td>R3. 4～5</td><td>令和2年度の会計監査（期中監査）</td></tr><tr><td>R2. 5～6</td><td>令和元年度の会計監査（期末監査）</td><td>R3. 5～6</td><td>令和2年度の会計監査（期末監査）</td></tr><tr><td>R2. 6</td><td>令和元年度の「独立監査人の監査報告書」受領</td><td>R3. 6</td><td>令和2年度の「独立監査人の監査報告書」受領</td></tr><tr><td>R2. 11～R3. 3</td><td>令和2年度の会計監査（期中監査）</td><td>R3. 11～R4. 3</td><td>令和3年度の会計監査（期中監査）</td></tr></table> <table><tr><th colspan="2">4 年度</th><th colspan="2">5 年度</th></tr><tr><th>年 月</th><th>実施内容等</th><th>年 月</th><th>実施内容等</th></tr><tr><td>R4. 4～5</td><td>令和3年度の会計監査（期中監査）</td><td>R5. 4～5</td><td>令和4年度の会計監査（期中監査）</td></tr><tr><td>R4. 5～6</td><td>令和3年度の会計監査（期末監査）</td><td>R5. 5～6</td><td>令和4年度の会計監査（期末監査）</td></tr><tr><td>R4. 6</td><td>令和3年度の「独立監査人の監査報告書」受領</td><td>R5. 6</td><td>令和4年度の「独立監査人の監査報告書」受領</td></tr><tr><td>R4. 11～R5. 3</td><td>令和4年度の会計監査（期中監査）</td><td>R5. 11～R6. 3</td><td>令和5年度の会計監査（期中監査）</td></tr></table> （7）第三者による情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査 【令和2年度】 情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査については、外部有識者により選定された外部監査人（令和2年度から令和6年度の複数年契約）により、下表のとおり実施した。令和2年度においては、次年度以降に実施するマネジメント監査の本監査の方針や監査事項等を設定するためにリスク分析・評価を	2 年度		3 年度		年 月	実施内容等	年 月	実施内容等	R2. 4～5	令和元年度の会計監査（期中監査）	R3. 4～5	令和2年度の会計監査（期中監査）	R2. 5～6	令和元年度の会計監査（期末監査）	R3. 5～6	令和2年度の会計監査（期末監査）	R2. 6	令和元年度の「独立監査人の監査報告書」受領	R3. 6	令和2年度の「独立監査人の監査報告書」受領	R2. 11～R3. 3	令和2年度の会計監査（期中監査）	R3. 11～R4. 3	令和3年度の会計監査（期中監査）	4 年度		5 年度		年 月	実施内容等	年 月	実施内容等	R4. 4～5	令和3年度の会計監査（期中監査）	R5. 4～5	令和4年度の会計監査（期中監査）	R4. 5～6	令和3年度の会計監査（期末監査）	R5. 5～6	令和4年度の会計監査（期末監査）	R4. 6	令和3年度の「独立監査人の監査報告書」受領	R5. 6	令和4年度の「独立監査人の監査報告書」受領	R4. 11～R5. 3	令和4年度の会計監査（期中監査）	R5. 11～R6. 3	令和5年度の会計監査（期中監査）	
2 年度		3 年度																																																		
年 月	実施内容等	年 月	実施内容等																																																	
R2. 4～5	令和元年度の会計監査（期中監査）	R3. 4～5	令和2年度の会計監査（期中監査）																																																	
R2. 5～6	令和元年度の会計監査（期末監査）	R3. 5～6	令和2年度の会計監査（期末監査）																																																	
R2. 6	令和元年度の「独立監査人の監査報告書」受領	R3. 6	令和2年度の「独立監査人の監査報告書」受領																																																	
R2. 11～R3. 3	令和2年度の会計監査（期中監査）	R3. 11～R4. 3	令和3年度の会計監査（期中監査）																																																	
4 年度		5 年度																																																		
年 月	実施内容等	年 月	実施内容等																																																	
R4. 4～5	令和3年度の会計監査（期中監査）	R5. 4～5	令和4年度の会計監査（期中監査）																																																	
R4. 5～6	令和3年度の会計監査（期末監査）	R5. 5～6	令和4年度の会計監査（期末監査）																																																	
R4. 6	令和3年度の「独立監査人の監査報告書」受領	R5. 6	令和4年度の「独立監査人の監査報告書」受領																																																	
R4. 11～R5. 3	令和4年度の会計監査（期中監査）	R5. 11～R6. 3	令和5年度の会計監査（期中監査）																																																	

			行った。 また、令和元年度マネジメント監査のフォロー監査においては、いずれの事項においても適切に改善されていることが確認されたとの報告を受けた。 なお、監査結果については、2月4日付で理事長に報告した。 <table><tr><th>年 月</th><th>実施内容等</th></tr><tr><td>R2.10</td><td>令和2年度の監査実施計画の承認</td></tr><tr><td>R2.10～ R3.1</td><td>令和2年度マネジメント監査及び平成31（令和元）年度実施監査のフォローアップ監査 次年度以降の監査方針、監査事項設定に向けてのヒアリング（情報管理部、運用管理部）</td></tr><tr><td>R3.2</td><td>報告書作成</td></tr><tr><td>R3.2</td><td>監査報告会</td></tr></table> 【令和3年度】 情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査については、外部有識者により選定された外部監査人により、下表のとおり実施した。令和3年度においては、令和2年度に実施したリスク分析・評価に基づき、策定した中期計画に沿って本監査を実施した。 なお、監査結果については、10月20日にCISOへ、10月21日に理事長へ報告した。 <table><tr><th>年 月</th><th>実施内容等</th></tr><tr><td>R3.8</td><td>令和3年度の監査実施計画の承認</td></tr><tr><td>R3.8～ R3.10</td><td>・基幹システムの管理部門に対する基幹システムの情報資産の導入・利用に関する情報セキュリティ対策のマネジメント監査（情報管理部） ・基幹システムの利用部門に対する基幹システムの情報資産の導入 ・利用に関する情報セキュリティ対策のマネジメント監査（総務部、運用リスク管理室、調査数理室、運用管理部、インハウス運用室） ・RPA/EUCに関する管理部門に対するRPA/EUCの導入・利用に関する情報セキュリティ対策のマネジメント監査（情報管理部、運用管理部）</td></tr><tr><td>R3.10</td><td>報告書作成</td></tr></table>	年 月	実施内容等	R2.10	令和2年度の監査実施計画の承認	R2.10～ R3.1	令和2年度マネジメント監査及び平成31（令和元）年度実施監査のフォローアップ監査 次年度以降の監査方針、監査事項設定に向けてのヒアリング（情報管理部、運用管理部）	R3.2	報告書作成	R3.2	監査報告会	年 月	実施内容等	R3.8	令和3年度の監査実施計画の承認	R3.8～ R3.10	・基幹システムの管理部門に対する基幹システムの情報資産の導入・利用に関する情報セキュリティ対策のマネジメント監査（情報管理部） ・基幹システムの利用部門に対する基幹システムの情報資産の導入 ・利用に関する情報セキュリティ対策のマネジメント監査（総務部、運用リスク管理室、調査数理室、運用管理部、インハウス運用室） ・RPA/EUCに関する管理部門に対するRPA/EUCの導入・利用に関する情報セキュリティ対策のマネジメント監査（情報管理部、運用管理部）	R3.10	報告書作成	
年 月	実施内容等																					
R2.10	令和2年度の監査実施計画の承認																					
R2.10～ R3.1	令和2年度マネジメント監査及び平成31（令和元）年度実施監査のフォローアップ監査 次年度以降の監査方針、監査事項設定に向けてのヒアリング（情報管理部、運用管理部）																					
R3.2	報告書作成																					
R3.2	監査報告会																					
年 月	実施内容等																					
R3.8	令和3年度の監査実施計画の承認																					
R3.8～ R3.10	・基幹システムの管理部門に対する基幹システムの情報資産の導入・利用に関する情報セキュリティ対策のマネジメント監査（情報管理部） ・基幹システムの利用部門に対する基幹システムの情報資産の導入 ・利用に関する情報セキュリティ対策のマネジメント監査（総務部、運用リスク管理室、調査数理室、運用管理部、インハウス運用室） ・RPA/EUCに関する管理部門に対するRPA/EUCの導入・利用に関する情報セキュリティ対策のマネジメント監査（情報管理部、運用管理部）																					
R3.10	報告書作成																					

R3. 10	監査報告会
--------	-------

【令和4年度】

情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査については、外部有識者により選定された外部監査人により、下表のとおり実施した。令和4年度においては、令和2年度に実施したリスク分析・評価に基づき、策定した中期計画に沿って本監査を実施した。

なお、監査結果については、10月19日にCISOへ、10月20日に理事長へ報告した。

年 月	実施内容等
R4. 8	令和4年度の監査実施計画の承認
R4. 8 ～ R4. 10	・基幹システムの開発、運用、保守のシステム管理業務のマネジメント監査（情報管理部） ・基幹システムの情報資産の利用に関する情報セキュリティ対策のマネジメント監査（企画部、投資戦略部、運用管理部、市場運用部、オルタナティブ投資室、法務室） ・RPA/EUCの導入・利用に関する情報セキュリティ対策のマネジメント監査（情報管理部）
R4. 10	報告書作成
R4. 10	監査報告会

【令和5年度】

情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査については、外部有識者により選定された外部監査人により、下表のとおり実施した。令和5年度においては、部門独自のシステムを対象とし、監査チェックリストは最近の脅威をベースとしたリスクを分析できるようなものとした。

なお、監査結果については、10月26日にCISO及び理事長へ報告した。

年 月	実施内容等
R5. 8	令和5度の監査実施計画の承認
R5. 9	監査実施 ・人事情報等管理サービス（総務部） ・給与計算及び個人番号収集・保管等業務（総務部） ・会計システム運用保守業務（経理部）

			<table><tr><td></td><td>・ウェブサイト及びCMS等に係る運用・保守等業務（企画部） ・運用資産管理のためのデータウェアハウスサービス業務（情報管理部）</td></tr><tr><td>R5. 10</td><td>報告書作成</td></tr><tr><td>R5. 10</td><td>監査報告会</td></tr></table>		・ウェブサイト及びCMS等に係る運用・保守等業務（企画部） ・運用資産管理のためのデータウェアハウスサービス業務（情報管理部）	R5. 10	報告書作成	R5. 10	監査報告会	
	・ウェブサイト及びCMS等に係る運用・保守等業務（企画部） ・運用資産管理のためのデータウェアハウスサービス業務（情報管理部）									
R5. 10	報告書作成									
R5. 10	監査報告会									
		(12) 法人の業務が運用受託機関等	(8) コンプライアンス・オフィサーや法務室等を活用し、リスクの管理や法令遵守の確保等を的確に実施するために、以下の取組みを行った。 ①令和2年度において、内部統制に実績と経験を有するシニアな弁護士を令和2年9月に職員として1名新たに採用し、内部統制リスクの検証を行った。当該検証の結果を踏まえて令和3年3月に法務室を設置した。 ②法務室が外部弁護士ネットワークを構築して、法務リスクに適切に対応するための内部統制体制を整備した。 ③コンプライアンス・オフィサーが運用受託機関等に対するガイドライン等の審査を行う体制を整備し的確に実施した。 ④コンプライアンス・オフィサーと法務室が連携して、法務室が構築した外部弁護士ネットワークの活用（具体的な事例はア～オのとおり。）を含めた内部統制体制を整備した。 ア 複数寄せられた内部・外部からの通報や情報提供、相談については、法務室及び外部弁護士の専門的知見を活用しつつ調査を行う等、適切に対応した。また、通報事案に係る調査結果を踏まえて所要の業務改善を図った。 イ 内部通報制度に関する昨今の情勢を踏まえ、令和3年10月に内部通報制度の透明性を高めることを目的として、法人外部に設置する内部通報窓口を顧問弁護士から外部の弁護士に変更した。 ウ 令和4年6月に当法人の担当職員及び外部に設置する内部通報窓口を担当する弁護士を講師とした通報制度に関する研修会を実施し、制度の適切な利用促進に取り組んだほか、令和5年3月に外部弁護士を講師とした管理職向けハラスメント研修を実施し、ハラスメントの予防に取り組んだ。 エ 外部に設置する内部通報窓口を担当する弁護士等より、内部統制やコンプライアンスに関する進んだ知見を得た。 オ 内部通報・外部通報制度を適切に運用することを目的として、外部に設置する内部通報窓口を担当する弁護士の知見を活用しながら、担当者向け通報処理マニュアルの整備を進めた。 ⑤内部統制やコンプライアンス等に関する知見を有する外部講師やコンプライアンス・オフィサーが、倫理規程や公的機関におけるコンプライアンス等について講義を行うコンプライアンス集合研修を毎年実施し、役職員の一層の理解を促した。	(12) 金融事業者へ再就職をした元役員から、適切に再就職の届出を受け、速やかに経営委員会に報告していること及び再就職をした職員から再就職の届出を受						

第3 2. 国民から一層信頼される組織体制の確立 平成28年の法改正により、平成29年10月から、法人に経営委員会と監査委員会が設置されるなど、以下のようなガバナンス改革が講じられた。 経営委員会は、法人の重要事項について議決し、その方針に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与えられた責任と権限の下で専門性やその裁量を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行う。監査委員会は、コンプライアンスの確保、業務執行の手続の適正性及びリスク管理等の観点か	第1 2. 国民から一層信頼される組織体制の確立及び業務運営の透明性の確保 経営委員会は、管理運用法人の重要事項について議決し、その方針に沿って、理事長を始めとした役職員が与えられた裁量権限と責任の下で専門性を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行う。監査委員会は、コンプライアンスの徹底、業務執行の手続の適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員会と連携をとって監査等を行うとともに、必要に応じて経営委員会に対して意見を提出する。 また、理事長は、合議制の経	との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の再就職に関し適切な措置を講じているか。 (13)平成29年10月のガバナンス改革の趣旨を踏まえ、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が適切に役割分担及び連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを一層機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めているか。 (14) 経営委員会の判断事例の蓄積を活用して、ガバナンス改革の趣旨に沿った組織体制の確立・定着に向けた取組を行っているか。 (15) 役職員の業務運営への積極的な関与を促進するため、役職員意識調査を年1回実施し、改善を図るような仕組みを検討・構築を行っているか。	やかに経営委員会に報告した。 また、令和3年度から令和5年度において、役職員の再就職に関するルールを適切に管理し、再就職を決めた職員から在職中の再就職に関する届出及び退職後の金融事業者への再就職に関する届出を受領し、その内容について問題がないことを確認した。 2. 国民から一層信頼される組織体制の確立及び業務運営の透明性の確保 経営委員会は、以下のとおり開催し、年度計画、業務概況書等の重要事項の議決を行い、議決により定めた方針等に沿って、理事長をはじめとした役職員が与えられた裁量権限と責任の下で専門性を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行った。 <table border="1" data-bbox="943 638 1679 787"> <tr> <th></th><th>2年度</th><th>3年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th></tr> <tr> <td>経営委員会 開催回数</td><td>14回</td><td>13回</td><td>13回</td><td>14回</td></tr> </table> 監査委員会は、以下のとおり開催し、監査委員会の運営に関する事項及び管理運用法人内における課題等について審議や議決を行ったほか、コンプライアンスの確保、業務執行の手続きの適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員並びに理事長及び理事を始めとする執行部門の各部及び室に対する業務監査等を経営委員会と必要な連携をとって行った。 <table border="1" data-bbox="943 1092 1679 1241"> <tr> <th></th><th>2年度</th><th>3年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th></tr> <tr> <td>監査委員会 開催回数</td><td>15回</td><td>14回</td><td>15回</td><td>14回</td></tr> </table> また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、管理運用法人を代表し経営委員会の定めるところに従って管理運用法人の業務を総理した。 管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関する意見を述べた。 このように、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めた。 また、ガバナンス改革の趣旨に沿って、より一層透明性の向上を図るため、各年度において、年度内に開催した経営委員会の議決事項のうち原則的な考え方等があると判断される議決事項については、経営委員会規程別表に追加する改正を行った。 また、職員現況調査（記述式）を基に、職員面談を実施し、業務運営への積極的な関与を促すとともに働きがいのある職場づくりに活かすため、業務運営に係る意見等を聴取している。		2年度	3年度	4年度	5年度	経営委員会 開催回数	14回	13回	13回	14回		2年度	3年度	4年度	5年度	監査委員会 開催回数	15回	14回	15回	14回	け、その内容について問題のないことを確認していることから、所期の目標を達成していると考ええる。 (13) ガバナンス改革の趣旨を踏まえ、経営委員会、監査委員会、理事長等が適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら運営しており、所期の目標を達成していると考ええる。 (14) ガバナンス改革の趣旨に沿って、より一層透明性の向上を図るため、経営委員会において、経営委員会の議決事項のうち原則的な考え方等があると判断される議決事項については、経営委員会規程別表に追加する改正を行っており、所期の目標を達成していると考ええる。 (15) 業務運営に係る意見を新たに調査項目に加えた職員現況調査を開始するとともに、職員面談を実施し、業務運営への積極的な関与を促すため、業務運営に係る意見等を聴取した。また、人事評価（能力評価）において、積極性（業務改善提案等の取組）を評価項目とし、職員の能動的な業務関与を促すこととしていることから、所期の目標を達成していると考ええる。
	2年度	3年度	4年度	5年度																				
経営委員会 開催回数	14回	13回	13回	14回																				
	2年度	3年度	4年度	5年度																				
監査委員会 開催回数	15回	14回	15回	14回																				

	ら、経営委員会と必要な連携をとって監査等を行う。また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、法人を代表し経営委員会の定めるところに従って法人の業務を総理する。管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関し意見を述べることができる。 引き続き、このガバナンス改革の趣旨を踏まえ、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切に役割分担及び連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを一層機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めること。 また、経営委員	営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、管理運用法人を代表し経営委員会の定めるところに従って管理運用法人の業務を総理する。管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関し意見を述べることができる。 このように、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切に役割分担及び連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを十分機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努める。また、経営委員会の判断事例の蓄積を活用して、経営委員会の議決事項を整理し、規程化するなど、ガバナンス改革の趣旨に沿っ		さらに、人事評価（能力評価）において、積極性（業務改善提案等の取組）を評価項目としており、職員の能動的な業務関与を促すこととしている。	
--	--	--	--	--	--

	会の判断事例の蓄積を活用して、法人においてガバナンス改革の趣旨に沿った組織体制の確立・定着に向けた取組を行うこと。	て、透明性向上に資する一層の取組を強化する。 役職員の業務運営への積極的な関与を促進するため、役職員意識調査を年1回実施し、改善を図るような仕組みを検討・構築する。			
	4. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化 監査委員会は、法人の業務の監査を行うとともに、経営委員会の定めるところにより管理運用業務の実施状況の監視を行う。また、監査委員は、役員が不正の行為を行ったと認める場合等には、その旨を理事長、経営委員会及び厚生労働大臣に報告する義務等を負っている。このような監査委員会の職務等の重要性に鑑み、法及びその他関係法令に基づき、監査委員会の職	4. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化 (1) 監査委員会の職務の実効性確保のための体制強化 管理運用法人は、監査委員会を補佐する体制を強化するとともに、監査委員会による監査に必要な費用を手当てするなど、監査委員会がその役割を十分に発揮できるような環境の整備・改善を図る。 (2) 監査及び監視の方針 監査委員会は、監査委員会規程、監査委員会による監査及	(16) 監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、基本的方針に基づき、監査委員会の機能強化等を行う等実効性を向上させているか。	4. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化 (1) 監査委員会は、運用の高度化、多様化を進める中での内部統制の状況や法務機能の活用状況等について、経営委員会への出席、理事長及び理事を含む執行部との面談及び随時の調査等に加えて、執行部が主催する経営企画会議及び投資委員会等の重要な会議・委員会への陪席等によって監視し、その実効性を検証した。 (2) 令和3年度において、監査委員会は、業務監査を通じてテレワークによる業務運営の状況について検証し、就業規則の改正及び在宅勤務細則の制定によりテレワーク取得の条件等が明確化され公正性が確保されたこと、及び各部署の業務特性に応じた業務の効率化の向上が図られていることを確認した。 令和4年度及び令和5年度において、監査委員会は、テレワークの導入の目的である、柔軟な働き方に配慮した時間の有効活用による生産性の向上や業務の効率化の向上について、業務監査を通じて検証し、各部署の業務特性に応じた生産性の向上や業務の効率化の向上の促進状況について確認した。 (3) 令和2年度において、監査委員会は、一般競争入札（総合評価落札方式）による調達を実施し、令和2～6事業年度の会計監査人候補者を選定した。会計監査人及び監査室とは随時意見交換や情報交換を行い、また、監査室に対しては、管理運用法人を取り巻く環境を踏まえた監査項目の実施を要望し、当該監査項目が内部監査計画に反映され実施されるなど、他の監査機関との連携を一層強化して監査及び監視の実効性を高めるための取組みを行った。 (4) 監査委員会は、契約審査会や投資委員会に陪席し、そこで審議される調達方法、概算所要額、契約内容、契約先の選定プロセス等について意見を述べることで、管理運用法人の契約関係の公正性について検討した。また、監査委員会は、外部有識者と構成する契約監視委員会を2回開催し、調達手続等の改善の取組みや契約審査会審議案件に係る契約手続の進捗状況などについての報告を	(16) 監査委員会は、法人の業務の監査及び経営委員会が定めるところによる管理運用業務の監視を行うために、会計監査人及び監査室との連携強化等を図りつつ、重要な会議への出席や面談及び随時の調査等により監査等を行った。加えて、監査委員会が監査等のために実施した活動の状況等を四半期又は随時に経営委員会に報告することにより、経営委員会との情報の共有の迅速化を図り、業務運営の効率化に資するなど、ガバナンス強化の実効性を向上させており、所期の目標を達成していると考ええる。

	務の執行のために必要な体制を整備するとともに、基本的方針に基づき、監査委員会の機能強化等を行う等実効性を向上させること。	び監視の実施に関する規程並びに内部統制に関する監査委員会監査実施基準を監査の方針として位置付け、これらの方針に基づき管理運用法人の業務の監査及び監視を行う。 なお、中期計画期間中の状況変化に対応し、適切な監査を実施するために方針も随時改正する。 （３）監査計画の策定と計画に基づく監査の実施 監 査 委 員 会 は、各年度の業務監査や会計監査の結果に基づき当該年度の監査報告を作成するとともに、次年度の監査方針として監査計画を策定して経営委員会及び執行部（以下「監査対象」という。）に示し、当該計画に沿った監査を実施する。 監 査 委 員 会 は、各年度の業務監査及び会計監査の結果を監		受け、それに対して事務手続の確認や調達の参加者を増やし競争性を高めるための方策などについての議論を行うことで、管理運用法人の契約関係の公正性確保に係る検証及び改善策の検討を行った。 （５）令和４年度及び令和５年度において、監査委員会は、会計監査人候補者を選定するために、現会計監査人について、会計監査人としての適性を審査した。会計監査人及び監査室と随時意見交換や情報交換を行い、また、監査室に対しては、管理運用法人を取り巻く環境を踏まえた監査項目の実施を要望し、当該監査項目が内部監査計画に反映され実施されるなど、他の監査機関との連携を一層強化して監査及び監視の実効性を高めるための取組みを行った。 （６）令和５年度において、監査委員会は、業務監査、執行部が主催する重要な会議・委員会への陪席及び監査委員会へ執行部を適宜招聘すること等により、運用の高度化・多様化に見合った業務プロセスの適正性等について監視し、内部統制の取組状況について検討した。	
--	---	--	--	--	--

		査対象にフィードバックするなど、監査対象とのコミュニケーションを図ること、監査室その他内部統制機能を所管する部署と緊密な連携を保つこと、加えて、監査委員向けの研修や連絡会議に参加すること等によって、そこから得られた情報・知見を監査の実施に反映するなど、監査のPDCAサイクルを回すことによって監査の実効性を向上させる。 （４）内部諸規定に基づく業務運営の点検 監査委員会は、業務運営が内部諸規定に基づき行われているか、業務監査を通じて確認するとともに、必要があると認めるときは、経営委員会若しくは理事長又は厚生労働大臣に対して意見を提出する。			
5. 情報セキュ	5. 情報セキュ	(17) 情報セキュ	5. 情報セキュリティ対策		(17) 情報セキュリティ対策等については、各年度において、以下の対応を行って

	リティ対策 情報セキュリティ管理規程に基づく情報セキュリティ対策を厳格に実施するとともに、法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認すること。 また、法人の役職員のみならず法人の外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理態勢の有効性を法人が自ら評価すること。	リティ対策 情報セキュリティ管理規程に基づく情報セキュリティ対策を厳格に実施するとともに、管理運用法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることの確認を日常的に行う。 なお、政府のクラウド・バイ・デフォルトの原則に従い、クラウドサービス利用における情報セキュリティ対策の高度化を行う。 また、管理運用法人の役職員のみならず管理運用法人の外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理態勢の有効性の評価を徹底する。	リティ管理規程に基づく情報セキュリティ対策を厳格に実施するとともに、法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認しているか。 また、法人の役職員のみならず法人の外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理態勢の有効性を法人が自ら評価しているか。	① 情報セキュリティ対策の実効性を高めるための方策の検討及び対応 ・法人ネットワークシステムにおける情報セキュリティ対策の有効性を評価するため、第三者によるセキュリティ診断（ペネトレーションテストを含む。）を令和2年9月から12月にかけて実施した。 ・令和3年7月に改正された政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に対応するため、法人の情報セキュリティ関係規程の改正を令和3年度内に実施した。 ② 法人のネットワークシステムにC A S B（Cloud Access Security Broker：クラウド監視サービス）を令和3年3月に構築・導入し、役職員のクラウドサービス利用のモニタリングを継続的に実施した。また、令和5年度には新たなクラウドサービス環境の利用時における情報セキュリティ対策の実装に向けた検討のための情報収集を行った。 ③ 情報セキュリティを含む情報リテラシー確保のための役職員への教育・訓練及び自己点検	おり、所期の目標を達成していると考ええる。 【令和2年度】 情報セキュリティ対策の実効性を高めるため、人的対策としてeラーニングを実施したほか、多様化、巧妙化する標的型攻撃メール対策として、標的型メール訓練を昨年に引き続き実施した（5回）。また、自己点検を実施し、すべての役職員が情報セキュリティ関係規程類に準拠した運用を行っているか否かについて点検した結果、98.6%が遵守できていることを確認している。 法人における情報セキュリティ対策の有効性に関する客観的な評価を実施する観点から、外部監査人による情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査を実施。その結果、主にリスク分析に主眼を置いて実施されたが、基幹システムのリスク分析において特段の指摘等は発見されなかった。 運用受託機関等のセキュリティ評価に関する規程等に基づき各担当部門は委託業者における対策の履行状況を確認した。年度末にむけては、運用受託機関等から入手した情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己評価結果等に基づき年度の評価作業を行った。 【令和3年度】 令和3年7月に改正された政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に対応するため、法人の情報セキュリティ関係規程の改正を年度内に実施した。 また、情報セキュリティ対策の実効性を高めるため、人的対策としてeラーニングを実施したほか、多様化、巧妙化する標的型攻撃メール対策として、標的型メール訓練を昨年に引き続き実施した（4回）。さらに、自己点検を実施し、すべての役職員が情報セキュリティ関係規程類に準拠した運用を行っているか否かについて点検した結果、99.5%が遵守できていることを確認している。 法人における情報セキュリティ対策の有効性に関する客観的な評価を実施する観点から、外部監査人による情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査を実施。その結果、主にリスク分析に主眼を置いて実施されたが、基幹システムのリスク分析において特段の指摘等は発見されなかった。 運用受託機関等のセキュリティ評価に関する規程等に基づき各担当部門は委託業者における対策の履行状況を確認した。年度末にむけては、運用受託機関等から入手した情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己評価結果等に基づき年度の評価作業を行った。 【令和4年度】 情報セキュリティ対策の実効性を高めるため、人的対策としてeラーニングを実施したほか、多様化、巧妙化する標的型攻撃メール対策として、標的型メール訓練を昨年に引き続き実施した（合計6回）。その内2回は事前に予告し、セキュリティインシデントの報告に重点を置いたものを行っている。また、自己点検を実施し、すべての役職員が情報セキュリティ関係規程類に準拠した運用を行っているか否かについて点検した結果、99.6%が遵守できていることを確認している。
--	---	--	---	--	---

			4年度・5年度 ・情報セキュリティに係わる最新の状況をテーマにeラーニングを実施した。 ・期中に採用等した職員に対しては、研修の録画ビデオ視聴を着任後速やかに実施、理解させることにより職員全体の情報セキュリティ意識の維持を効果的に行うことができた。 ・年度自己点検実施計画に基づき、全ての役職員を対象とした自己点検を1回実施した。 ・多様化、巧妙化する標的型攻撃メール対策として、訓練の分散実施に加えて、添付ファイル等開封者及び初動対応に不備があった者に対する再訓練を実施した。また、役職員の標的型攻撃メールに対する対応力を強化するため、新たにセキュリティインシデントの報告に重点を置いた訓練も追加した。	法人における情報セキュリティ対策の有効性に関する客観的な評価を実施する観点から、外部監査人による情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査を実施。その結果、主にリスク分析に主眼を置いて実施されたが、基幹システムのリスク分析において特段の指摘等は発見されなかった。 運用受託機関等のセキュリティ評価に関する規程等に基づき各担当部門は委託業者における対策の履行状況を確認した。年度末にむけては、運用受託機関等から入手した情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己評価結果等に基づき年度の評価作業を行った。 令和4年7月より、情報セキュリティの専門的知見を有する支援業者を調達し、セキュリティ人材の不足を補うとともに、民間の知見を活用したセキュリティ対策に取り組んだ。 【令和5年度】 情報セキュリティ対策の実効性を高めるため、人的対策としてeラーニングを実施したほか、多様化、巧妙化する標的型攻撃メール対策として、標的型メール訓練を昨年に引き続き実施した（合計4回）。また、自己点検を実施し、すべての役職員が情報セキュリティ関係規程類に準拠した運用を行っているか否かについて点検した結果、99.4%が遵守できていることを確認している。 法人における情報セキュリティ対策の有効性に関する客観的な評価を実施する観点から、外部監査人による情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査を実施。その結果、一部の外部サービスに関する設定に軽微な不適合が認められたが、即時対応を完了している。 運用受託機関等のセキュリティ評価に関する規程等に基づき各担当部門は委託業者における対策の履行状況を確認した。年度末にむけては、運用受託機関等から入手した情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己評価結果等に基づき年度の評価作業を行った。 情報セキュリティの専門的知見を有する支援業者を引き続き調達し、セキュリティ人材の不足を補うとともに、民間の知見を活用したセキュリティ対策に取り組んだ。 〈課題と対応〉 ○運用の多様化・高度化に対応した業務運営体制の強化 今中期目標期間においては、資産全体での複合ベンチマーク収益率の確保、運用の多様化・高度化、スチュワードシップ活動及びESGを考慮した投資等、新たに示された目標に対応するための取組を数多く検討・実行してきた。 これらの成果もあって、運用資産は令和5年度末で約246兆円に達したが、この巨額の資産を、専ら被保険者の利益のため安全かつ効率的に管理運用し続けるには、運用の多様化・高度化を支えるシステム整備等（I－2の「課題と対応」参照）に加え、組織や人員体制の整備が必要不可欠となっている。 当法人は喫緊の課題に対応すべく、これまでも高度専門人材（運用専門職）を中心に採用を進めてきたところであるが、令和5年度は、途中で採用する難易度が高い高度な金融工学やデータ・マネジメント等の知識を有する専門的な人材を効果的
	6．施設及び設備に関する計画 なし 7．中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、管理及び運用業務を効率的に実施するために、当該債務負担行為の必要性及び	④ 運用受託機関等における情報管理体制の有効性について法人が自ら評価する仕組みの構築 ・各担当部門においては、「運用受託機関等における情報セキュリティ対策実施規程」等に沿って運用受託機関等より入手した情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断結果やヒアリング等に基づき運用受託機関等（令和2年度：延べ223社、令和3年度：延べ202社、令和4年度：延べ202社、令和5年度：延べ114社）に対するセキュリティ管理体制等の年度の評価作業を行った。 ・その結果、契約を継続するに際してセキュリティ管理体制上問題のある運用受託機関等は該当がないことが明らかになった。 ⑤ 令和4年7月より、情報セキュリティの専門的知見を有する支援業者を調達し、セキュリティ人材の不足を補うとともに、民間の知見を活用したセキュリティ対策に取り組んだ。 ⑥ 令和5年度において、法人の文書管理システムについて、大規模災害が発生した場合に備えた災害対策環境の構築を完了した。 6．施設及び設備に関する計画 なし 7．中期目標期間を超える債務負担 調達する業務の特性を踏まえ、中期目標期間を超える債務負担行為を行うことの必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断される調達について、契約審査会の審議を経て、中期目標期間を超える債務負担を実施したところである。		

		適切性を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。			に確保するため、新卒採用にも取り組み、2名の内定者を出した。 しかしながら、高度専門人材を始め、人員不足は今後も継続すると見込まれることから、引き続き、中長期的な観点から組織のサステナビリティを考慮した人材の確保・育成・定着、マネジメントの強化に取り組んでいく必要がある。 また、運用資産が拡大する中で、インハウス（自家）運用をはじめとした運用業務の執行が高度化・複雑化していることから、業務執行能力の向上を図りつつ業務執行プロセスの公正性及び透明性を確保することにより、効率的かつ効果的な業務運営を更に推進していく必要がある。
--	--	----------------------------	--	--	---